

宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金
交付要綱

令和4年6月28日
福祉保健部感染症対策課

(趣旨)

第1条 県は、高齢者施設等内で療養する新型コロナウイルス感染症患者（以下「施設内療養者」という。）への医療提供体制の整備を図るため、予算で定めるところにより、往診等を実施した医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施設等 新型コロナウイルス感染症に感染した施設入所者が入所を継続して療養を行う高齢者施設又は障がい児・者施設であって、別表に掲げるもの
- (2) 往診等 施設内療養者の症状把握及び安定化のため行う往診、処方等

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県又は高齢者施設等からの要請に基づき、往診等を行った者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でない者。

(補助額)

第4条 第1条の補助金の単価は、次のとおりとする。

| | 対面して往診等を行った場合 |
|---------------|---|
| 患者1名当たりの補助額 | 10,000円/日 なお、初回の往診等を実施した日のみ40,000円を加算できるものとする。 |
| 患者1名当たりの補助上限額 | 100,000円 |

2 情報通信機器を用いたオンラインでの診療を行った場合における前項の規定の適用については、対面して診療を行った場合の補助単価の8割とする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 高齢者施設等往診対応実績書（別記様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

（申請の取下げ期限）

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（額の確定）

第7条 規則第15条の補助金の額の確定の通知は、規則第4条の補助金の交付の決定と併せて行うものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

（書類の提出部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（県立の医療機関の特例）

第10条 往診等を県立の医療機関が実施した場合における第1条から前条までの規定の適用については、第1条中「補助金を」とあるのは「負担金を」と、第3条から第8条までの規定中「補助金」とあるのは「負担金」とする。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金から適用する。

別表（第2条関係）

| 分 類 | 施設種別 |
|----------|------------------|
| 高齢者施設 | 介護老人福祉施設 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 |
| | 介護老人保健施設 |
| | 介護療養型医療施設 |
| | 介護医療院 |
| | 短期入所生活介護事業所 |
| | 小規模多機能型居宅介護事業所 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| | 認知症対応型共同生活介護事業所 |
| | 養護老人ホーム |
| | 軽費老人ホーム |
| | 有料老人ホーム |
| | サービス付き高齢者住宅 |
| 障がい児・者施設 | 障害者支援施設 |
| | 福祉型障害児入所施設 |
| | 共同生活援助 |
| | 宿泊型自立訓練 |
| | 福祉ホーム |
| | 短期入所 |